

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件
 原告 人江須美 外23名
 被告 西予市 外2名

西予市準備書面(3)

令和3年3月18日

松山地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告西予市代理人弁護士 松本



2021年1月6日付原告準備書面3に対する被告西予市の認否、反論

第1、国の責任根拠の追加(操作規則違反と雨量予測の誤り)

1、野村ダム操作規則23条及び鹿野川ダム操作規則22条違反の主張に対して

- (1)の主張
- (2)の主張
- (3)の主張
- (4)の主張
- (5)の主張

イ

ロ

ハの各主張

2、野村ダム操作規則26条違反に対して

- (1)の主張
- (2)の主張
- (3)の主張
- (4)の主張
- (5)の主張

(6) の主張

(7) の主張

(8) の主張

3、野村ダム管理所の雨量予測の誤りの主張につき、被告西予市の認否は、国の認否と同じであり、その認否を援用する。

第2、西予市の責任根拠に対して

1、西予市には今まで経験したことがないような浸水になることを予測が出来たとの主張は争う。その理由は以下の通りである。

今迄、経験のないような洪水になることを西予市は容易に予想出来たと原告らは主張しているが、西予市は独自でそれを予想することは出来なかった。野村ダム管理所から異常洪水時防災操作（以下、単に緊急放流という）に関する電話連絡が7月7日午前2時30分に、「緊急放流を6時50分頃開始する予定」との連絡があり、以後、同4時30分に野村ダム管理所長よりホットラインで緊急放流を同6時20分に開始する予定との連絡を受け、同時刻現在のファックスでダム操作に関する重要情報として流入量毎秒654 m³ダム流下量毎秒296 m³となる通知があった。続いて同5時30分現在では流入量毎秒847 m³ダム流下量毎秒295 m³であり放流量を毎秒400 m³に増加させる予定であるとのファックスがあった。その後は、同6時08分にホットラインにより放流量は毎秒1750 m³になると伝えられた。いつ毎秒1750 m³の放流量になるかは伝えられていない。西予市にとってダムの放流量が、いつから、どれだけの量になるかは予測出来ないし、その決定は野村ダム管理所が決める事であり、今迄、経験のないような肱川の氾濫や洪水になることまで予測出来なかった。

2、これまでの西予市の経験では、昭和62年の増水時に毎秒716 m³放流したといわれたことが最大放流量であり、その時には氾濫は起きなかった。従って、同6時08分のホットラインでの連絡内容の「毎秒1750 m³の放流」の結果、肱川がどのような状況になるのかは予測出来なかった。予測するには、西予市には過去の具体的放流量により、どの程度肱川の増水により氾濫状況となるのか経験していなかったし、地域住民も日頃ダム放流量の多寡により肱川が住宅のどの辺りまで浸水するのか等教えられたり注意されたりもしていなかった。ハザードマップの

作成にしても、その作成するまでの資料が西予市に与えられていなかったもので、作成も出来ていなかった。当然、住民にそれを示すことも出来ていなかった。だから、住民は毎秒1000 m³とか1750 m³の緊急放流がされると具体的数字をあげて知らされても、氾濫の程度まで理解出来なかったと思われる。むしろ、消防団員による戸別訪問での「大量の放流がされる。今迄に経験したことがないような水が流されるから危険である。直ぐ避難するように」と顔を突き合わせての説得、指示が効果的であると考えられたのである。

このように西予市の水害対策が住民教育、ハザードマップ問題等、完璧ではない面もあるが、どれだけの量の緊急放流により、どのような氾濫状況になるか、把握、認識するには、地方自治体としても調査能力、経済能力等に限界があり、出来にくい側面があった。従って、住民に具体的危険状況を示すことは出来なかったし、ハザードマップの作成にしても、既に何度か述べている通り、その作成していなかったことに西予市に過失責任があったといえないと思料するので、西予市の職員に国賠法上の過失があったとはいえないであろう。

原告らは、緊急放流がされた場合に、西予市は、どの程度の放流量となり、どの地域がどの程度の浸水被害を受けるのか、住民に伝えていなかったというが、その非難は上記の通りの理由から不相当である。又、西予市は、住民に対し、切迫性をもった放流情報を伝えていなかったとも非難するが、この点は既に何度も主張しているように、防災行政無線放送による3度の避難指示、消防車による町内での避難指示、ダム管理所の警告サイレン吹鳴、及び消防団員の戸別訪問による避難指示により、特に切迫性をもった格別の放流情報を伝えていたと評価するべきである。

3、不適切な防災行政無線放送の内容について

この主張も争う。

(1)、ここで、原告らは、「上記放送が不適切であった。そのため死亡原因が発生した」と非難する。

例えば、「肱川が氾濫する恐れがある水位に達した」と放送しているが、まだその放送の時点では、氾濫のおそれがある水位には達していなかったのに、その放送のために河川状況を見に行った人が、全く氾濫しそうにないのに大げさな放送をしていると放送を信じず、水位が

上昇してから避難すればよいと考え、避難が遅れたために死亡したのであるとしている。

しかし、肱川の状況を見て、水位が低いのに「水位が氾濫の恐れがある高さまできている」と大げさな虚偽放送をしたから、直ちに避難しなかった。そのため直ぐ逃げずにいたため死んだという人がいたとは聞いたことがない。消防団が戸別訪問した折、「危険だから直ちに逃げよ」と告げた時、「放送は大げさに言っている。だから水位が上昇してから避難する」と消防団に告げた人はいなかった。死亡したA氏も「直ちに避難せよ」といわれて、「水位は低いから水位が高くなってから避難する」と消防団員には言っていなかったし、「放送は大げさだ。川の水位は低いじゃないか」と言った者もいなかった。B氏もそのような苦情は言っていない。又、防災行政無線放送でも、「水位が高くなった時は、屋内の高い所に避難して下さい」と言ったこともない。「直ちに避難して下さい。避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い所に避難して下さい」と言っているのであり、避難所へ行くのが危険な場合は、屋内の高い所へ逃げるよう伝えたもので、やむを得ない場合の、他に避難の方法がとれない場合の窮余の一策としてその方法をとって下さいと放送したのであった。それ以外の放送内容も、危険の告知と避難を直ぐするよう放送したものであり、その放送内容は理解しやすく、避難を強く勧めた内容であり、素直に聞けば直ちに避難をするよう指示したものであったと理解出来る。放送のはじめの「キーンコーンカンコーン」のメロディについては、注意して聞いて下さいという呼びかけ音に過ぎない。放送内容が不適切であったため、死亡原因が発生したという事実はない。

(2)、防災行政無線放送や消防団の声かけについて

団員からの声かけでは、個々の消防団員のダム放流についての認識や状況把握の違いから個人差が出てくるというが、声かけのために戸別訪問をする前に、消防団の方面隊長から全員に声かけ内容につき訓示され、これまでに経験したことがない大量のダムからの放流により、大水が流されてくる。家には危険だから直ちに避難せよ。避難する際は、怪我をしないよう注意せよ。川には近付かないように言え。避難所は小学校、中学校、公民館であると指示せよと言われ、最後に

避難に支障がある人は、避難所まで連れて行くようにせよと言われ、消防団員は全員その訓示の通り伝達してまわったのであり、個人差のある伝達内容ではなかった。消防団員がわざわざ一軒一軒まわって、直ちに避難するよう言ってもらえることは余程の事のない限り通常行われる行動ではなく、ライフジャケットを装備した消防団員がまわって来たのだから、訪問された住民が危機意識をもち、直ちに避難行動に移らねばならないという切羽詰まった危機感を感じたことは十分推認出来よう。折角、そう言っているのに、「いや、まだ水位が高くないから今直ぐは避難しません」と言ったものは1人もいなかったたのである。

(3)、防災行政無線放送について

原告らは、内閣府が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」をもとにした放送内容では不十分であり、情報を正確に伝えなければならない。そうでないと住民が適切な避難行動を取りにくいという趣旨の主張をしているが、上記放送内容に特に過失があったとは考えられない。争う。

4、大量の放流になることの通知を受けても適切な周知をしなかった過失について。

これについては争う。

- (1)、ダム緊急放流は、午前6時20分から始まった。それまでは、当然、肱川の水位に特に目立つ変化は起きない。6時08分にダム管理所より、毎秒1750 m^3 の緊急放流がされるという連絡が入った。いつの時点の放流量がその量になるのかは知らされていなかった。その時刻(6時08分)は、既に消防団員の戸別訪問による避難指示が実施されていた最中であつた。消防団員を再招集して、その旨、一軒一軒再訪問せよということは事実上出来ない。防災行政無線放送によって、住民に放流量毎秒1750 m^3 となることを放送しても、住民は毎秒1750 m^3 となると、どのような危険な状況になるのか理解出来ない。この7月7日迄に、事前に、国、県、西予市がダム放流量毎に町内の住民や住宅等にどんな影響が出るのかという予測を教育しておれば、放流量が例えば1000 m^3/S になればどこがどうなるとか、750 m^3/S ならどの程度となるとか、2000 m^3/S なら何処迄浸水するか、1750 m^3/S となると、どのような危険状態になるか判断出来た

かもしれない。しかし、被告西予市には、その放流量の多寡により、地域にどのような影響を及ぼすのか、市の職員も正確には分かっていたし、住民に教育もしていなかった。ハザードマップについても、県も市もその作成までに至っていなかった。そこで、 $1750\text{ m}^3/\text{S}$ という数字をあげて避難するよう指示するのも、消防団が各戸を訪問し、住民全員に大量の水が緊急放流されるから直ちに避難所へ逃げよという行動も同じように住民に切迫性をもった強い危険性を感じさせられるものと思ひ、既に消防団員は戸別訪問中であつたところから、防災行政無線放送で $1750\text{ m}^3/\text{S}$ の放流があるとは伝えなかったのである。そこに過失はないと考える。

原告らは、通知を受けた午前6時08分から市街地が浸水被害を受け始めた午前6時45分迄は37分間の時間があり、この間に、事態が急変して大量の放流が行われると、今迄経験した事のないほどの放流量で家屋の天井まで浸水することを声かけや防災行政無線放送で知らせていれば、住民はこの異変に気付き、午前6時40分には事態を把握して避難した筈であり、そうすれば浸水によって人命が失われることはなかったと被告西予市を非難するが、この主張は争う。

(2)、現実に、緊急放流は、その後の検証によると

午前6時20分に $439\text{ m}^3/\text{S}$

午前6時30分に $902\text{ m}^3/\text{S}$ (消防団の退避命令発令時)

午前6時40分に $1408\text{ m}^3/\text{S}$

午前6時50分に $1452\text{ m}^3/\text{S}$

午前7時00分に $1452\text{ m}^3/\text{S}$

午前7時10分に $1456\text{ m}^3/\text{S}$

放流されていて、殆どの住民が避難可能な午前6時30分頃は、放流量はまだ $1000\text{ m}^3/\text{S}$ 未満であり、野村町の市街地が浸水被害を受け始めた午前6時46分頃迄は $1452\text{ m}^3/\text{S}$ でしかなく、午前6時08分の連絡の $1750\text{ m}^3/\text{S}$ という大量の放流は実施されていない。だから、6時08分に $1750\text{ m}^3/\text{S}$ が放流されると放送すれば、原告のいう現実の事態に沿った放送にはならない。通知を受けた午前6時08分から午前6時45分迄の間に事態が急変して大量の放流が行われること、今迄、経験した事のないほどの放流量で、家の2階の天井まで侵入することを住民に知らせたら、住民は異変に気付き避難した筈であり、そう

すれば人命は失われなかったと原告らは言うが、そうするには、放送時刻を午前7時00分以降にすることになる。6時08分の連絡により、放流。今迄経験したことのない放流量になると知らされても、それにより家の2階の天井迄浸水するかどうか、まだ分からないから、そこまで放送出来なかったことは理解されよう。もし、そう放送したら住民は異常だと気づき避難した筈であるというが、消防団の戸別訪問によって、大量の水がダムから流れてくる。危険だから直ぐ逃げよという、直接の言葉によっても異常さに気付くという点では同じであったであろう。住民のうち浸水により亡くなった〇〇〇〇は、「直ぐ逃げます」と返答しながら、その実行をしなかったし、〇〇〇〇も午前5時40分頃に戸別訪問により直ぐ逃げるよう指示された際、私は逃げないと拒否していなかったのに、これに応じていない。〇〇〇〇、消防団員が伝えた異変に気づきながら敢えて避難しないことを選択し大切な命を落とすこととなった。消防団員の戸別訪問を受けた住民は、避難するに十分な時間的余裕があったのである。おそらく急いで避難しなかった人々は、これまで昭和62年にダムが放流した716 m³/Sの時の記憶があり、全く避難する必要も危険も感じなかったので、避難指示の放送や消防団員の戸別訪問を軽視していたのではないかと思われる。

- (3)、西予市は、午前6時08分の情報は住民に周知していないが、急激に大量の放流がなされることについては、消防団員が戸別訪問時に行った「今までに経験したことがない放流量がある」という呼びかけにより住民に十分危険性を感得させたものと思っている。とにかく午前5時10分から消防団員に依頼し戸別訪問を行ったことは、避難指示として、これ以上ないベストの方法であり、その指示に従った人は避難することが出来、その指示に従わなかった人の一部の方が命を落とすこととなった事実を理解されたい。いかに戸別訪問が絶大な効果があったか分かるであろう。全員が定められ用意されていた避難所や高台の安全な場所に避難していれば命を落とすという悲しい結果は回避されたのである。それは、午前6時08分の1750 m³/Sの緊急放流の周知放送があろうがなかろうがにかかわらずいえることである。大事なことは、住民に、危険だから直ちに避難しなければならないと認識させることである。それに相応しい行動を、消防団員を通じてとっていることである。

以上